

## 平成 28 年熊本地震により横浜市に避難してきたこどもの避難者への予防接種について

熊本地震により、横浜市内に避難されているこどもの予防接種について、予防接種を受ける機会を失うことがないように横浜市の公費負担により実施します。

### 1 対象者

予防接種法に基づく定期の予防接種の対象者で、熊本地震のために居住地である市町村において予防接種を受けることが困難な本市への避難者

#### 【接種できるワクチンの種類】

・ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、BCG、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎、二種混合

※子宮頸がん予防ワクチンは本市では接種勧奨を差し控えています。

※定期予防接種はワクチンごとに接種年齢が決まっていますので、ご不明な場合は、健康福祉局健康安全課又は各区福祉保健センターにお問い合わせください。

### 2 接種場所

横浜市が指定する協力医療機関（詳細は横浜市ホームページで確認できます。）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/hokenjo/genre/kansensyo/vaccination.html>

### 3 実施期間

平成 28 年 5 月から当分の間

### 4 接種の仕方

(1) 区福祉保健センターに申請し、接種するワクチンの予診票を受け取ります。

※可能な範囲で滞在中の住所が確認できるもの（郵便物、公共料金の明細書など）、母子健康手帳・健康保険証等を持参してください。

(2) 予診票に氏名、生年月日、住所（滞在中の住所）等を記載し、協力医療機関で接種を受けます。

お問合せ先

健康福祉局健康安全課長 木村 博和 Tel 045-671-2442